第八条の二を次のように改める。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第八条の二　法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの

二　次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し

ロ　当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

ハ　有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

第十一条の五第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

第十一条の五第三項第一号中「発行予定額」の下に「又は発行残高の上限」を加える。

第十一条の十三を次のように改める。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十三　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二　当該有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三　当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

四　当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

2　法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

第十一条の十三の二第一項第一号中「（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号において同じ。）」を削り、同条第二項第三号中「第十一条の三第一号ロ」を「第十二条第一号ロ」に、「第十三条の三第一号ロ」を「第十三条の六第一号ロ」に改め、同項第四号中「有価証券交付勧誘等」の下に「（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。次項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

第十一条の十四第一項中「有価証券発行勧誘等」の下に「又は有価証券交付勧誘等」を加え、同項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の七第一項」を加え、同項第二号中「第十三条第二項又は第三項」を「第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「金額は、一億円とする」を「場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする」に改める。

第十一条の十五を削る。

第十三条第一項第四号中「及び前号」を「及び同号」に改める。

第十八条の二第一項中「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第三項各号列記以外の部分、第二号及び第三号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第四号中「ニに規定する」を「ニに掲げる」に改め、同号イ中「承諾」を「同意」に、「、ロ」を「若しくはロ」に改め、同号イ(イ)及び(ロ)中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に改め、「前号イの」を「同号イの」に改め、同条第五項第一号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第十八条の三第一項中「（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。）」を削り、「法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の」を「準用する同条第一項に規定する」に、「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項中「同条第一項を準用する場合の」を「準用する同条第一項に規定する」に改め、同項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第五項第一号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第十八条の四を削る。

第六号様式中「【発行予定額】(4)」を「【発行予定額又は発行残高の上限】(4)」に改め、同様式記載上の注意(4)中「発行予定額」の次に「又は発行残高の上限」を加え、同記載上の注意(4)a中「の総額を記載すること」を「について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること」に改める。

第七号様式中

「発行予定額	
残額	
」	

を

「発行予定額又は発行残高の上限	
発行可能額	
」	

に

改め、同様式記載上の注意(4)b中「記載された」を「発行予定額を記載した場合において、当該」に改め、同記載上の注意(4)中eをfとし、dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c　発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

第九号様式中

「発行予定額	
」	

を

【これまでの募集（売出）実績】(3)

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額